



## \*最近気になった話題、寄せ集め\*

### \*電子手形、概要と将来性は

最近、経済新聞で「電子手形」の文字を目にしました。通常の手形は商取引に基づいて「紙のもの」を振出して利用しますが、「電子手形」とはどういうものか、またその将来性について触れてみたいと思います。

電子手形は、電子記録債権法という法律に基づいて行う決済手段です。この法律では、いわゆる手形を含めた「商取引債権」を電子的な記録によって管理するためのルールが定められています。この電子記録債権の制度を「電子手形」と呼んでいます。

電子手形では、いわゆる取立ての手続きが必要なく、決済直前に事前の案内があり、期日には取引口座に

自動入金される仕組みになっています。また電子手形では、通常の手形と同様に割引や裏書（譲渡）といったことも行うことができます。また通常の手形ではできなかったこととして、手形を分割して割引や譲渡をすることも可能になっています。

実際のやりとりはパソコンの他にFAXでも行うことができるようです。

では現在の電子手形の利用状況を見てみます。

電子手形を導入するにはそれを取り扱う金融機関でなければなりません。現在は三菱東京UFJ銀行と商工中金の他、一部の地方銀行にとどまっています。そのため現在電子手形を利用している数は1万社超と

なっています。

また電子手形を利用するには、事前に納入企業（債権者）向けの説明会に参加し、その後に取扱金融機関との利用契約を締結するように求められています。

電子手形の普及には、取引先との関係性（元請・下請の関係など）や取扱金融機関の増加がカギになるように思います。しかし紙の手形における紛失・盗難リスクや管理の煩雑さを考えると、大企業でなくてもメリットはありますし、将来取引先から導入を求められることもあるかもしれませんので、これを機に概要だけでも知っておいていただければと思います。

## <連載>◇法務のつぶやき◇ 第10回 法的効力の始まりと終わり

10月1日は行政的に年度の後半がスタートする日。4月1日に次いで制度や取扱いなどに変更や改定が多くなされる時期になっています。

法律においてこうした変更・改定が対外的にスタートするには、いくつかのケースがありますが、その一つは、制度や決まりの変更・改定の効力がすでに生じているのと同時に、いままでの制度や決まりが残ってい

る「経過措置」という状態が終わるケースです。

わかりやすい例で言えば、現在「有限会社」を新しく設立することはできなくなりましたが、経過措置として既存の有限会社はそのまま残っています。この場合、経過措置が終了すれば「有限会社」がなくなることになります。

現在私が気になっているのは、「社

団法人・財団法人」が一般と公益に分かれることになったことです。いままでの社団法人・財団法人は平成25年11月30日までに一般か公益かの選択を行い、結果的に選択ができなかった時は解散することになっています。一般になるにも公益になるにも相応の準備と手続きが必要になるので、ぜひ早めにご相談いただきたいと思います。

## <あしがき>

いまごろ取り上げるのではないのですが、日本で韓国の音楽やドラマが普通に流れるようになりましたね。賛否両論あるようですが、私自身は韓国語を勉強しているので「教材」がたくさんあるのは歓迎したいところです。

さて先月は新しい分野の勉強をする機会がありました。一つは「薬事法」に関する許認可関係、もう一つは「自賠責保険に基づく交通事故の

損害賠償事務」についてです。そのうち「薬事法」に関する許認可については、医薬品の製造・販売業（例えば薬局）や医療機器の製造業を行うために必要な申請について学びました。

知らないことを学ぶことは、請けられる仕事の幅を広げられることはもちろん、すでに行っている仕事の作業のヒントにつながることにものなので、これからも自己研鑽に力を

入れていきたいと思っています。

**\*季節に関わる言葉を選んでお伝えします。**

<今月の風物>

収穫の秋、霜降、小春日和

<今月の時候>

秋冷の候・仲秋の候・錦秋の候・朝寒の候・夜長の候・秋雨の候・秋麗の候